

年金

年金額を満額に近づけるために
「追納」をおすすめします！

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

保険料免除、納付猶予の承認を受けた期間で10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。納付書の発行依頼は年金事務所までお願いします。

追納することによって、免除・納付猶予を受けず、猶予を受けずに保険料を納めた方と同じように年金額が計算され、老齢基礎年金を満額に近づけることができます。

ただし、免除・納付猶予を受けながら3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加算金がつきますので、早めに追納することをおすすめします。

平成27年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年度	全額免除 若年者 納付猶予 学生納付 特例	4分の1納付 (4分の3 免除)	半額納付 (半額免除)	4分の3納付 (4分の1 免除)
H16年度 (10年度目)	14,750円	—	7,370円	—
H17年度 (9年度目)	14,790円	—	7,390円	—
H18年度 (8年度目)	14,840円	11,130円	7,420円	3,710円
H19年度 (7年度目)	14,880円	11,150円	7,440円	3,710円
H20年度 (6年度目)	15,000円	11,250円	7,500円	3,750円
H21年度 (5年度目)	15,070円	11,300円	7,540円	3,760円
H22年度 (4年度目)	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
H23年度 (3年度目)	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
H24年度 (2年度目)	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円
H25年度 (1年度目)	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円

注) 追納は、古い年月の分から順に納めることになっています。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

国保

国民健康保険証の使用
正しくできていますか？

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

医療機関を受診するとき、保険証を正しく使用しないと自己負担額が一時多くなったり、保険が利用できなかったりとなることが生じる場合があります。使用前に必ずご確認ください。

確認ポイント

- 有効期限内の保険証ですか？
有効期限を経過した保険証は使用できません。新しい保険証の交付を受けてください。
- 社会保険に加入していませんか？
社会保険に加入した場合、国保資格の喪失手続きが必要になります。社会保険に加入後、社会保険証がすぐに交付されないからといって国保の保険証を使用してしまうと、保険分を返還していただくこととなります。社会保険に加入した場合は、14日以内に喪失手続きを行ってください（国保資格は社会保険加入時にさかのぼって喪失されます）。

- 交通事故や第三者からの受傷ではありませんか？
交通事故など、第三者から傷病を受けて国民健康保険を利用して受診する際には届け出が必要になります。医療機関を受診する前に

国保年金係へご相談ください。

- 仕事上の病気やけがではありませんか？
労災保険の対象となるため、国民健康保険は使用できません。
- 高額療養費の申請はお済みですか？
医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をして認められると高額療養費が支給されます。該当する方には通知が送付されます。申請には領収書が必要になりますので、確定申告などで領収書を使用される方はご注意ください。

確定申告は忘れずに!!

国保税の算定や、高齢者の医療の負担割合、高額療養費の自己負担限度額などは申告情報をもとに決定されます。所得の申告は必ず行ってください。
※収入が無く、どなたの扶養にもなっていない方は、住民税の申告が必要になります。

課税

固定資産税

来年度は評価替え年度です

問 町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

平成27年度は、3年に1度の評価替えの年度です。3年間の価格変動を反映させた、適正で均衡のとれた固定資産の評価額に見直します。

固定資産税は、「適正な時価」を基に、課税標準額を算出して課税されます。このため、本来であれば、毎年度評価替えを行い、適正な時価を基に課税し、税負担の公平を図るべきところですが、膨大な量の土地や家屋の評価を毎年見直すのは実務的に不可能であること、課税事務の簡素化を図ることなどから、3年ごとに評価額の見直しを行っています。

なお、平成25・26年度は評価替え年度ではなかったため、土地と家屋の評価は、地目の変換や家屋の増改築などの特別な事情がある場合を除いて、原則として前回の評価替え年度である平成24年度を基準とした評価額に据え置かれています。

ただし、地価の下落があり、価格を据え置くことが適正でない場合は、評価替え年度でなくても価格を修正しています。

■土地の評価のしくみ

土地の評価は、総務大臣が定め

る「固定資産（土地）評価基準」

に基づき、地目別に定められた評価方法で行います。地目は9種類に区分され、評価上の地目は、登記簿上の地目に関わらず、その年の1月1日（賦課期日）現在の土地の現況で認定を行います。宅地の場合は、町内の土地の利用状況の似た区域にグループ分けし、区域内の標準的な宅地の鑑定評価などを基に評価額が決まります。

・評価基準の地目

宅地・田・畑・畑・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野・雑種地

■家屋の評価のしくみ

平成26年1月1日までに建築された家屋の評価は、平成24年度の評価基準で算出した再建築価格（同一の場所に同一家屋を新築する場合に必要とされる費用）に、3年間の物価変動を反映した再建築費評価補正率（基準年度ごとの設定）と経年減点補正率（築年数による減価率）による補正が行われ、評価額が決まります。

保健

保健推進員募集

健康づくりの輪を広げませんか？

問 保健センター ☎ 77-1891

現在、町では21名の推進員が町長からの委嘱を受けて活動していますが、このたび、平成27年度から一緒に活動して下さる新しい仲間を募集します。

町保健推進員協議会は、健康づくりに関する正しい知識を学び、自分や家族、地域の皆さんの健康づくりをすすめるための活動を行う団体です。

料理や運動に興味のある方、ボランティア活動を通して仲間づくりをしたい方など、一緒に健康づくりの輪を広げていただける方を募集していますので、お気軽にお問い合わせください。

■対象 健康づくりに興味があり、不定期に活動していただける方



ウォーキングや料理教室などの活動を通じて、一緒に健康づくりの輪を広げましょう！

る方

■活動期間 平成27年4月～平成29年3月までの2年間（再任あり）

■活動内容

・健康づくりや食育に関する教室の開催
・保健センター事業への協力
・運動や栄養に関する研修会への参加

■募集期間 3月23日(月)まで

■申込み 保健センターまでご連絡ください。